



RPCA 製品審査基準 適合証明書

証明書番号 I 2 2 - W K 6 2 号

ケイコン株式会社 殿

貴社の「くけい水路」は、当協会道路プレキャストコンクリート工技術審査委員会における審査の結果、下記のとおりRPCA製品審査基準に適合したことを証明します。

一般社団法人 道路プレキャストコンクリート製品技術協会

会 長 棚橋



記

1. 基本事項

製品名：くけい水路

製品区分：I群製品

矩形側溝（基本型）

証明書有効期間：2023年4月1日～2026年3月31日

2.申請区分

品種区分		申請区分	
製品区分	I群	重要度	重要度I
大分類	水路工	要求性能;常時	性能I
中分類	矩形側溝	規格の範囲	高さ、幅の範囲、樹用等専用規格の有無
小分類	基本型	設置環境・条件	取替容易性、設置環境条件
申請区分	製I-水側矩-1		

3.製品審査結果

中項目	審査項目及び審査基準			判定	摘要条件	
	小項目	審査基準				
荷重	自重	単体体積重量	裏込め土	各基準に準ずる。	clear	
			鉄筋コンクリート	各基準に準ずる。	clear	
			自重の考え方	各基準に準ずる。	clear	
	土圧	主働土圧	土圧式	各基準に準ずる。	clear	
	載荷重		直接載荷荷重	各基準に準ずる。	clear	
		側方載荷荷重	各基準に準ずる。	clear		
		衝撃係数	各基準に準ずる。	clear		
荷重の組合せ	供用時	常時の作用 死荷重+活荷重	各基準に準ずる。	clear		
材料及び設計諸定数	コンクリート		設計基準強度	各基準に準ずる。	clear	
	鋼材			各基準に準ずる。	clear	
許容応力度	コンクリートの許容曲げ圧縮応力度			各基準に準ずる。	clear	
	コンクリートの許容せん断応力度			各基準に準ずる。	clear	
	鉄筋の許容応力度			各基準に準ずる。	clear	
部材の安全性の照査	解析方法			許容応力度法	clear	
	構造耐力	曲げ応力度	頂版	発生応力度が許容応力度以下であること。	clear	
			側壁	発生応力度が許容応力度以下であること。	clear	
			底版	発生応力度が許容応力度以下であること。	clear	
		せん断応力度	頂版	発生応力度が許容応力度以下であること。	clear	
			側壁	発生応力度が許容応力度以下であること。	clear	
			底版	発生応力度が許容応力度以下であること。	clear	
耐久性	鉄筋のかぶり		各基準に準ずる。	clear		
その他の仕様	基礎材	使用材料	再生砕石(RC-40)を標準とする。 (道路PCa工指針 第6編 水路工編 [14])	clear		
		厚さ	再生砕石(RC-40)を標準とする。 (道路PCa工指針 第6編 水路工編 [14])	clear		
	躯体同士の接合	接合仕様	目地工の処理方法が規定されていること。	clear		
施工	施工マニュアル	施工の手順	設計・施工マニュアル等に記述があること。 (道路PCa工指針 第6編 水路工 [14]~[15] 第6章 U形側溝 6.3 施工方法及施工上の留意点)	clear		
		施工上の留意点	設計・施工マニュアル等に記述があること。 (道路PCa工指針 第6編 水路工 [14]~[15] 第6章 U形側溝 6.3 施工方法及施工上の留意点)	clear		
製品の品質	外観	検査頻度・方法・項目、判定基準、不合格の処置	製造仕様書に、製品の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第6編 水路工編 [13] 第6章 U形側溝 6.2.1 受渡検査 道路PCa工指針 第3編 製造編 [16]~[17] 第3章 検査)	clear		
	形状寸法	検査頻度・方法、測定箇所、形状寸法及び寸法許容差、判定基準、不合格の処置	製造仕様書に、製品の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第6編 水路工編 [13] 第6章 U形側溝 6.2.1 受渡検査 道路PCa工指針 第3編 製造編 [16]~[17] 第3章 検査)	clear		
	コンクリートの圧縮強度	試験頻度・方法、判定基準、不合格の処置	製造仕様書に、製品の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第6編 水路工編 [13] 第6章 U形側溝 6.2.1 受渡検査 道路PCa工指針 第3編 製造編 [16]~[17] 第3章 検査)	clear		
	構造耐力	試験頻度・方法、載荷荷重、判定基準、不合格の処置	製造仕様書に、製品の品質に定めた項目についての記述があること。 載荷試験により構造耐力の確認が実施されていること。	clear		

3.製品審査結果

中項目	審査項目及び審査基準		判定	摘要条件
	小項目	審査基準		
材料の品質	品質	使用する材料の品質	製造仕様書に、使用する全材料を対象に、材料の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第3編 製造編 [5]～[9] 第2章 道路PCa製品の製造 2.1 製造方法 2.1.2 材料の受入と貯蔵)	clear
	受入検査	検査頻度・方法・項目、判定基準、不合格の処置	製造仕様書に、使用する全材料を対象に、材料の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第3編 製造編 [5]～[9] 第2章 道路PCa製品の製造 2.1 製造方法 2.1.2 材料の受入と貯蔵)	clear
	貯蔵	貯蔵の管理方法	製造仕様書に、使用する全材料を対象に、材料の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第3編 製造編 [5]～[9] 第2章 道路PCa製品の製造 2.1 製造方法 2.1.2 材料の受入と貯蔵)	clear

審査委員会

委員長

